

## 市第4号議案 横浜市地区センター条例の一部改正

### 1 趣旨

勝田小学校の新校舎整備に合わせて、学校施設活用型の勝田小学校コミュニティハウスを廃止し、横浜市地区センター条例に基づく横浜市勝田小学校コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正します。

### 2 条例改正の主な内容

地区センターの名称及び位置を掲げた別表に、横浜市勝田小学校コミュニティハウスを追加します。

### 3 新たに設置するコミュニティハウスの概要

施設名称	横浜市勝田小学校コミュニティハウス
建設場所	都筑区勝田町348番地の2
敷地面積	12,980.25 m <sup>2</sup> (勝田小学校等含む)
建物構造 延床面積	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て 1階の一部 313.75 m <sup>2</sup>
施設内容	交流コーナー、研修室、和室等
施設の特徴	勝田小学校の建替えに合わせて併設施設として整備
開館予定	令和6年9月

### 4 施行期日

施行期日は別途規則で定めます。

### 5 位置図

